

仕 様 書

(産業廃棄物収集運搬業務委託)

1 委 託 名

奈良県立医科大学（大学附属施設を含む。）の産業廃棄物収集運搬業務委託

2 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 作業日及び作業時間

土曜日・日曜日、国民の祝日及び1月1日～1月3日を除き、委託者が指定する日の午前8時30分～午後4時、その他委託者が認める日及び時間帯

4 業務の概要

公立大学法人奈良県立医科大学（以下「大学」という。）から排出される産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）を大学が別途契約する中間処理施設へ運搬する。

この業務を履行するにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び地方公共団体の定める条例等を遵守し、関連する諸法令にしたがって適正かつ誠実に行うとともに、安全に十分配慮すること。

5 廃棄物の種類

- ① 廃プラスチック類
- ② 金属くず
- ③ ガラスくず及び陶磁器くず
- ④ 工作物の除去に伴って生じた不要物
- ⑤ 粗大ゴミ（木くず、紙くず、廃プラ、金属くず等）

6 予定数量

4t車用8m³コンテナ 約200台
(なお、数量は増減することがある。)

7 機材等の提供

- ① 4t車用8m³コンテナ（コロ付き）（以下「コンテナ」という。）を原則として2台以上、大学構内に常駐させ、運搬に使用すること。
- ② 大学に常駐するコンテナ以外に、廃棄物の運搬、中間処理施設での待機時間及びコンテナの整備等に必要な時間を見込んで、十分な台数を確保すること。
- ③ コンテナは、同一の用途に使用しているものとすること。
- ④ 運搬車及びコンテナは、常に清潔に保つこと。
- ⑤ この業務の遂行に必要となる機材等の負担については、全て受託者の負担とする。

8 業務内容

- ① 受託者は、大学構内の指定する場所にコンテナを常時配置すること。
- ② コンテナが満載になる毎に大学法人企画部施設マネジメント課指示に基づき、コンテナの入れ替えを行うとともに満載コンテナを中間処理施設に搬入する。
- ③ 受託者は、運搬の依頼を受けたときは、中間処理業者と連携を取り、搬入時間等の調整を行うこと。
- ④ 受託者は、あらかじめ運搬経路を定め、産業廃棄物運搬計画書＜様式1＞を提出すること。運搬経路を変更するときも同様とする。
- ⑤ 他社の廃棄物を混載しないこと。
- ⑥ 運搬途中の積み替え、保管は一切行わないこと。

- ⑦ コンテナは、シートで覆い廃棄物が運搬途中に道路に散乱しないようすること。
- ⑧ 個人情報が記録された廃棄物（記録媒体等）の適切な運搬を確認するため、大学職員の同行の求めに応じること。

9 業務責任者の届出

作業管理及び大学との連絡調整を円滑に行うため、受託者は業務責任者を選任し、業務責任者選任等届く様式2により、大学へ届け出ること。また、これを変更するときも同様とする。

10 マニフェストの取扱い

この契約にかかる廃棄物の処理は、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により処理を確認するものであるから、それぞれの処理の終了後廃棄物処理法に基づき、電子マニフェストにより速やかに大学へ回付すること。

11 完了報告

受託者は、翌月の10日までに前月の業務について作業月報く様式3>を提出し、大学の確認を受けるものとする。

また、運搬実績の確認ができるよう、中間処分場の計量証明等をあわせて提出すること。

12 その他

- ① 受託者は、当該業務を行う従事者に対し、名札を着用させるものとする。
- ② 大学敷地内は禁煙であること。

<様式 1 >

産業廃棄物運搬計画書

令和 年 月 日

公立大学法人奈良県立医科大学 理事長 殿

(受託者)
住 所

氏 名 印

下記のとおり実施しますので届けます。

1. 収集運搬業務責任者（役職及び氏名）

2. 収集運搬業務従事者数

3. 輸送経路（縮尺が2万5千分の1以上の地図を添付し、出発地～奈良医大～中間処理施設のルートを詳細に示してください。）

4. 計画実施の期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

変更する場合は、事前に届け出ます。

<様式2>

産業廃棄物収集運搬業務委託
業務責任者選任（変更）届

令和 年 月 日

公立大学法人奈良県立医科大学 理事長 殿

(受託者)

住 所

氏 名

印

下記のとおり選任（変更）しましたので届けます。

記

業務責任者の選任（変更）内容	
業務責任者の氏名	ふりがな
通常時の連絡先	電話 () -
緊急時の連絡先	電話 () -
業務責任者の選任（変更）期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

<様式3>

作業月 卒及

(産業廃棄物収集運搬業務委託)

(令和 年 月分)

(会社名)

印)

日付	搬出時刻 (AM・PM)	受領者の氏名 (運転者名)	運搬の 数 量	マニフェスト N o.	中間処理場への到着時刻 (AM・PM)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
合 計						

仕様書

(中間処理業務)

1 委託名

奈良県立医科大学（大学附属施設を含む。）産業廃棄物処理業務委託

2 履行場所

受託者の所有する産業廃棄物中間処理施設及び業務提携先処分場

3 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

4 作業日時

搬入後、できるだけ速やかに処理すること。

5 業務の概要

公立大学法人奈良県立医科大学(大学附属施設を含む。以下「大学」という。)から排出される産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）を大学の別途契約する収集運搬業者が、受託者の中間処理場へ搬入するので、これを分別、破碎処理後、業務提携先処分場へ搬入処分する業務を行う。

この業務を履行するにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び地方公共団体の定める条例等を遵守し、関連する諸法令にしたがって適正かつ誠実に処理を行うとともに、業務の安全に十分配慮するものとする。

6 廃棄物の種類

主として、下記の5品目とするが、他の種類の残渣物等が混入している場合があるのと、分別しそれぞれに応じた適切な処分をすること。

- ① 廃プラスチック類
- ② 金属くず
- ③ ガラスくず及び陶磁器くず
- ④ 工作物の除去に伴って生じた不要物
- ⑤ 粗大ゴミ（木くず、紙くず、廃プラ、金属くず等）

7 予定数量

4t車用8m³コンテナ 約200台

（なお、数量は増減することがある。）

8 業務内容

① 中間処理（破碎）

受託者は、廃棄物を分別後、破碎により中間処理を行い、中間処理後の廃棄物については、中間処理業者の責任において適正に処理を行うこと。

中間処理は、適正な性能を有する施設を用いて行うとともに、中間処理施設周辺の生活環境の保全に支障を生じないように適正に維持管理すること。

受託者は、廃棄物を分別後、再生利用ができるものについて、中間処理後又は中間処理を行なうことなく、自ら利用し、又は再生利用事業者等に売却することができる。

なお、個人情報が記録された廃棄物（記録媒体等）の適切な破碎を確認するため、大学職員の立会の求めに応じること。

② 最終処分（埋立）

受託者は、廃棄物を中間処理後直接、適正な性能を有する最終処分場に運搬し適

正に処分を行うこと。

9 マニフェストの取扱い

この契約にかかる廃棄物の処理は、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により処理を確認するものであるから、それぞれの処理の終了後廃棄物処理法に基づき、電子マニフェストにより速やかに大学へ回付すること。

10 完了報告

受託者は、翌月の10日までに前月の業務について作業月報＜様式1＞を提出し、大学の確認を受けるものとする。

また、搬入実績及び産業廃棄物税額の確認ができるよう、計量表をあわせて提出すること。

<様式 1 >

作業月 幸及（産業廃棄物処理業務委託）

(令和 年 月分)

会社名

印

日付	搬入台数	マニフェスト No.	備考	日付	搬入台数	マニフェストNo.	備考
1				17			
2				18			
3				19			
4				20			
5				21			
6				22			
7				23			
8				24			
9				25			
10				26			
11				27			
12				28			
13				29			
14				30			
15				31			
16				合計			